

# 遊漁船を利用される皆様へ（山口県瀬戸内海版）

水産動植物の採捕については、水産資源の保護培養、漁業取締り及び漁業調整を図るため、漁業関係法令等によって様々な規制が設けられています。

遊漁者の皆様も次のことを守って、遊漁を楽しんでください。

## 【遊漁者が使用できる漁具・行える漁法】

[県漁業調整規則]

- 「さお釣り」及び「手釣り」（トローリングを除く）
- 「たも網」及び「さで網」
- 「投網」（船舶を使用しないものに限る）
- 「やす」及び「は具」
- 「徒手採捕」

## 【体長制限】

次の魚については体長制限があります。制限よりも小さな魚はリリースしましょう。

<u>ブリ（モジャコ）</u>	（全長 15cm 以下）	[県漁業調整規則]
<u>キジハタ</u>	（全長 30cm 未満）	[委員会指示]
<u>マダイ</u>	（全長 15cm 以下）	[漁業者自主規制]
<u>マダイ</u>	（7/1～9/30 の期間における全長 12 cm 以下）	[瀬戸内海漁業取締規則]
<u>ヒラメ</u>	（全長 25cm 以下、周防灘に限る）	[漁業者自主規制]
<u>カレイ</u>	（全長 15cm 以下、周防灘に限る）	[漁業者自主規制]
<u>スズキ</u>	（全長 20cm 以下）	[漁業者自主規制]
<u>トラフグ</u>	（全長 20cm 以下）	[委員会指示]

## 【禁止区域】

[県漁業調整規則]

次の区域では水産動植物の採捕が禁止されています。

- ① 岩国市柱島地先の保護水面
- ② 上関町八島地先の保護水面
- ③ 山口市竹島地先の保護水面

## 【特定水産動植物の採捕禁止】

[漁業法]

アワビ、ナマコ、シラスウナギ（全長 13cm 以下のウナギをいう。）は遊漁者による採捕が禁止されています。

## 【漁業権に係る制限】

[漁業法]

漁業権が設定されている海域では、遊漁者は漁業権対象物を採捕できません。

- ① 第1種共同漁業権（アサリ、サザエ、タコ、ワカメ等）
- ② 第3種共同漁業権（たい飼付漁業権）

## 【その他の制限】

- ・爆発物又は有毒物を使用した水産動植物の採捕は禁止されています。 [水産資源保護法]
- ・水中に電流を通じての水産動植物の採捕は禁止されています。 [県漁業調整規則]
- ・油づけ餌の使用は禁止されています。 [委員会指示]
- ・錨等で船舶を固定した状態で生きたエビをまき餌する釣りは禁止されています。（ただし、漁獲対象物がタイ、スズキ、ヤズを捕獲するものに限る。） [委員会指示]
- ・柳井市平郡島沖海域においては、5月1日から10月31日の間、錨等で船舶を固定した状態で釣りをすることが禁止されています。 [委員会指示]
- ・ひっかけ釣りによるフグの採捕は禁止されています。 [委員会指示]